

日本学生支援機構貸与奨学金の返還について

1. 資料について

配付された封筒に入っている「配付資料一覧」を参考に中身を確認してください。
不足がある場合は、速やかに各担当の窓口に申し出てください。

2. 動画の視聴について

日本学生支援機構の奨学金返還に関する動画を必ず視聴してください。時間は約30分です。

日本学生支援機構のHPにアクセスしてください。

ホーム>奨学金>卒業後の返還>奨学金の返還について>返還を始める皆さんへ

>奨学金の返還（動画）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/flow/movie.html>

3. 返還のてびき【ダイジェスト版】について

「2024年度 返還のてびき【ダイジェスト版】」には、今後奨学金を返還していく際に必要な手続きが記載されています。同封されている「貸与奨学金返還確認票」と一緒に、返還が完了するまで大切に保管してください。また、より詳しい内容について、日本学生支援機構のHPに「返還のてびき（詳細版）」として掲載がありますので、必ず確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/flow/tebiki.html>

★スカラネット・パーソナルについて（「返還のてびき【ダイジェスト版】」P10参照）

スカラネット・パーソナルは、ご自身の奨学金情報をウェブ上で閲覧できる日本学生支援機構の情報システムです。

返還中は、スカラネット・パーソナルを利用して返還者本人、連帯保証人、保証人の転居・改姓・勤務先変更等の届出や、繰上返還の申込、在学猶予願提出など、様々な届出や申請を行うことが出来ます。まだ登録されていない方は、必ず登録するようお願いします。

★機構からの情報提供について（「返還のてびき【ダイジェスト版】」P10参照）

日本学生支援機構のホームページの「奨学金」関係のページにおいて、随時様々な情報を提供しています。奨学金に関するお問い合わせには、まずホームページを参照してください。

モバイルサイトからも閲覧できます。（<https://www.jasso.go.jp/>）

4. 貸与奨学金返還確認票について

「貸与奨学金返還確認票」には、日本学生支援機構に登録されているご自身の情報が印字されています。借用金額、貸与状況や返還の条件、保証に関する情報、氏名、住所等に誤りが無いか必ず確認してください。印字された内容に、誤りや疑問がある場合、また、変更を希望する場合は、各担当の窓口に申し出てください。

返還確認票の本人住所には、日本学生支援機構からの重要な通知が届きます。卒業後に現住所から引越しする予定の方は、必ず転居後日本学生支援機構へ新住所を届け出るとともに、郵便局にも転居届を提出してください。

なお、「返還確認票」の本人欄の住所は、奨学生に採用となった時に登録された住所が印字されています。「現住所」とは異なる場合がありますのでご注意ください。

5. リレー口座の加入について（「返還のてびき【ダイジェスト版】」P1 参照）

(1) リレー口座加入手続き

奨学生の返還は、口座振替により行われますので、貸与を受けた全員が振替のための口座（リレー口座）に加入手続きをする必要があります。現在奨学生が振り込まれている口座からの引き落としを希望する方、貸与終了後に奨学生の繰上返還を予定している方、来年度大学院に進学して在学猶予を申請する予定の方、また、大学院生の第一種奨学生で「特に優れた業績による返還免除」に申請する予定の方も含めて、必ず全員が期限までにリレー口座加入手続きを済ませてください。他の奨学生番号で、すでにリレー口座に加入済の場合も、今回貸与終了する奨学生について再度加入手続きをしてください。

加入手続は、原則スカラネット・パーソナルから行ってください。奨学生本人名義の口座のみ申込可能です。スカラネット・パーソナルから申込できない金融機関の口座を希望する場合や奨学生本人名義以外の口座からの返還を希望する場合は、各地区の担当窓口に申し出て3枚複写の「リレー口座加入申込書」を入手し、記入・押印の上、引き落とし口座のある金融機関の窓口で手続きをしてください。金融機関からはリレー口座加入申込書の「預・貯金者控」だけを受け取ってください。

(2) 加入申込書で手続する際の注意点

手続きの時点で勤務先が決定している方は、必ず勤務先も記入してください。

一種・二種併用貸与の方は、奨学生番号欄には、いずれかの奨学生番号を記入してください。

6. 「貸与奨学生返還確認票」記載事項の変更について

(1) 利率の算定方法の変更について（第二種奨学生）（「返還のてびき【ダイジェスト版】」P4 参照）

第二種奨学生を借りている方で、利率の算定方法を変更される方は、至急各担当の窓口に必要書類を提出してください。

※利率の算定方法の変更手続きには、人的保証の方の場合は連帯保証人・保証人の印鑑証明書も併せて提出する必要があります。提出期限までの期間が短いので、早めに準備してください。太学の提出期限を過ぎた場合は変更できませんので、ご注意ください。

(2) 返還方式について（第一種奨学生）（「返還のてびき【ダイジェスト版】」P3～P4 参照）

2017年（平成29年）4月以降に第一種奨学生の奨学生として採用された方は、定額返還方式または所得連動返還方式を選択可能であり、変更することも可能です。

定額返還方式は、貸与総額に応じて決定された一定の金額で返還する方式です。第二種奨学生の方や、2017年（平成29年）3月以前から第一種奨学生を借りている方は、定額返還方式での返還となります。

所得連動返還方式は、前年の課税対象所得に応じて返還月額が決まる返還方式です。

所得連動返還方式に変更する場合は、個人番号（マイナンバー）の提出が必要です（提出したことが無い方のみ）。また、人的保証を選択している方が所得連動返還方式に変更する場合は、機関保証への変更も必要となり、その際は保証料を一括で支払う必要があります。変更を希望する方は、至急、各担当の窓口に申し出てください。

貸与終了後に返還方式の変更を希望する場合は、日本学生支援機構HPに記載の「奨学生相談センター」に連絡してください。

ホーム>奨学金>卒業後の返還>卒業後の各種変更等の届出・願出>所得連動返還方式への変更

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/henkou.html>

ただし、所得連動返還方式から定額返還方式への変更は今回の機会を逃すと変更することはできませんので、ご注意ください。

(3) 保証制度の変更について

人的保証を選択している方で、既に選任している連帯保証人・保証人が保証能力を喪失した場合で、かつ、その代わりとなる適任者が選出できない場合、または前項（2）返還方式の変更を希望する場合に限り、人的保証から機関保証に変更が可能です。その際には保証料を一括で支払う必要があります。保証制度を変更される方は、至急各担当の窓口に必要書類を提出してください。

(4) その他の変更について

「貸与奨学金返還確認票」に印字されている内容を確認し、奨学生本人・連帯保証人・保証人等の記載事項に変更がありましたら、各担当窓口が定めた期限までに、窓口に申し出てください。

なお、卒業後にスカラネット・パーソナルから届出ができるものがありますので、詳細については日本学生支援機構 HP 掲載の「返還のてびき」最終ページをご覧のうえ手続きを行ってください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/flow/tebiki.html>

大学への提出期限を過ぎてしまった後は、卒業後 4 月中旬以降にスカラネット・パーソナル等でご自身から直接、日本学生支援機構に届出てください。

7. 返還開始時期と振替日（「返還のてびき【ダイジェスト版】」P3 参照）

月賦返還は、2025 年（令和 7 年）10 月 27 日（月）から返還が始まり、毎月 27 日が振替日となります。月賦・半年賦併用返還の方は、半年賦の分については、2026 年（令和 8 年）1 月 27 日（火）が初回振替日です。振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に振替します。口座が残高不足にならないように、振替日の前日までに必ず入金をしておいてください。振替日当日に口座に入金しても振替できませんので、十分ご注意ください。

8. 繰上返還について（「返還のてびき【ダイジェスト版】」P9 参照）

貸与終了後に奨学金を繰上返還する場合、原則スカラネット・パーソナルから申し込んでください。大学を経由することは出来ません。なお、第二種奨学金の貸与を受けている方は、繰上返還の手続きが卒業後となった場合、利息が発生します。利息がかからない在学中の繰上返還を希望する場合は、日本学生支援機構のホームページを確認してください。申込には期限があります。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/kuriage/index.html>

9. 返還の猶予について

(1) 在学猶予（「返還のてびき【ダイジェスト版】」P6 参照）

「在学猶予」とは、留年したり大学院へ進学したりした場合に、スカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を提出することで、在学している間、返還の開始が延期される制度です。

在学猶予願の提出には、在学校の学校番号を入力する必要がありますので、同封の資料を参照して、卒業後 4 月以降に届け出て下さい。在学猶予を申請しない場合、在学中でも返還が始まります。

なお、大学院に進学する者で、奨学金の予約採用候補者については、進学届を提出することにより自動で猶予されるので、在学猶予願の提出は不要です。

(2) 返還期限猶予・減額返還制度（「返還のてびき【ダイジェスト版】」P6 参照）

奨学生の返還開始後、病気・失業中・経済困難・災害などの事情により返還が困難になった場合、返還期限猶予や減額返還が認められることがあります。返還が困難になった場合は、必ず日本学生支援機構に相談の上、手続きを願い出てください。

10. 延滞したときの措置について（「返還のてびき【ダイジェスト版】」P8 参照）

口座の残高不足により請求額を引き落とすことができなかったときは、「振替不能通知」が送付され、翌月の振替日に当月分と合わせて引き落とします。約束の返還期日を過ぎると、年3%の割合で延滞金が加算されます。（延滞金については日本学生支援機構HPの「延滞金」ページを参照してください。<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/entai/entaikekin.html>）

なお、延滞した場合、人的保証選択者には連帯保証人・保証人への督促や法的手続きが、機関保証選択者には代位弁済後、保証機関により法的手続きを取られます。

また、返還開始から6か月経過した後に延滞3か月以上になった場合は、奨学生本人の氏名・電話番号・住所等の個人情報を、個人信用情報機関に延滞者として登録されます。クレジットカードが使えなくなる、ローンが組めなくなるなど、長期間にわたって不利益を被ることになりますので、延滞し続けないよう十分注意してください。

【参考】

本学の延滞率は例年低く、令和5年度末のデータでは、延滞3か月以上の者が全国の大学の学部の平均で1.2%であるのに対し、本学の学部では0.4%、また全国の大学院の平均で0.4%であるのに対し、本学の大学院では0.1%となっています。

もし返還が困難になった場合は、将来不利益を被らないためにも、日本学生支援機構からの通知などを放置せず、自ら日本学生支援機構に連絡を取り、救済措置を願い出てください。

11. 返還免除について（「返還のてびき【ダイジェスト版】」P9 参照）

大学院の第一種奨学生の方は、日本学生支援機構が認定する『特に優れた業績による返還免除制度』に申請することができます。

※注：ただし、令和5年度以降に博士課程において第一種奨学生として採用された方のうち、博士課程在学中にフェローシップ事業等の支援を受けた方は返還免除認定の対象外となりますのでご注意ください。

返還免除の申請を希望される方は、令和6年12月下旬頃から令和7年1月上旬頃に本学のホームページ等でご案内する予定となっておりますので、ご確認ください。

12. お願い

貸与終了までの間、大学から手続き等についてお知らせや問合せをする場合があります。大学のSIRIUS掲示板の奨学生情報は必ず確認してください。また、大学の学内メールや登録されている携帯電話等に直接連絡する場合もありますので、大学からの問い合わせには必ず応じてください。

13. 受講票の提出

同封の「貸与奨学生返還に関する説明受講票」については、各地区の担当の窓口へ必ず提出してください。

以上です。各種資料の提出は各地区の担当窓口が設定している期限までに必ず提出してください。